

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）（平成 14 年 6 月金融庁総務企画局）

改正案	現行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（<u>電子開示システム届出書等の提出方法</u>）</p> <p><u>2-1-1 届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する届出者をいう。以下同じ。）は、電子開示システム届出書（同項に規定する電子開示システム届出書をいう。以下同じ。）及び同条第4項各号に定める書類、同条第5項に規定する変更内容を記載した書面並びに同条第6項各号に定める書類（2-1-2においてこれらを総称して「電子開示システム届出書等」という。）を財務局長等（同条第1項に規定する財務局長等をいう。以下同じ。）に提出する場合には、原則として、金融庁電子申請・届出システムにより提出するものとする。この場合においては、財務局長等は、同条第2項の規定による同項に規定する届出者を特定するための番号並びに電子開示手続又は任意電子開示手続を行うために必要な識別番号及び暗証番号（2-1-2において「EDINET コード等」という。）の通知を金融庁電子申請・届出システムにより行うものとする。</u></p> <p><u>2-1-2 金融庁電子申請・届出システムを利用するための条件を満たしていない場合その他のやむを得ない場合には、届出者は、2-1-1にかかわらず、電子開示システム届出書等を郵送し、又は持参する方法により財務局長等に提出することができる。この場合における電子手続府令第2条第2項の規定による EDINET コード等の通知については、財務局長等は、届出者の希望に応じ、EDINET コード等が記載された書面を郵送し、又は当該書面に記載される事項を電子メールで送信する方法により行うものとする。なお、郵送による通知を希望する届出者は、あらかじめ、当該書面を郵送するための封筒（当該届出者の宛先を記載し、当該届出者が料金を負担するものに限る。）1枚を財務局長等に提出するものとする。</u></p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（<u>電子開示システム届出書の提出方法</u>）</p> <p><u>2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム届出書（電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム届出書を提出しようとする届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する届出者をいう。）に書面を郵送するための封筒（当該届出者の宛先を記載し、当該届出者が料金を負担するものに限る。）1枚を提出するものとする。</u></p> <p>[加える。]</p>